

質問事業者各位

環境局生活環境部廃棄物政策担当

プラスチック一括回収方策サウンディング型市場調査に関する質問事項の回答について

	質 問 (お送りいただいたご質問のまま掲載しています)	回 答
1	一括回収されたプラスチックと産業廃棄物を同じ施設で取り扱うことについて	一般廃棄物である一括回収したプラスチックと産業廃棄物を同じ施設で取り扱うことは可能ですが、国の手引き「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づき、再商品化の実施状況を把握できるよう分けて管理する等の対応が必要となります。
2	川崎市以外の自治体から同様に一括回収された使用済みプラスチックを受入れることについて	可能ですが、国の手引き「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づき、各自治体の収集物ごとの管理が必要となります。
3	容器包装プラスチックに加え製品プラスチックの回収が開始された際、委託量については段階的な増量とするのか、当初から全量委託とするのか	開始当初は、浮島資源化処理施設を活用した容器包装リサイクル法のリサイクルルートと国の認定を受けて資源化を行う手法の併用を考えております。 委託量については収集量に応じ段階的な増量となる可能性があります。
4	選別・再商品化を一体化することで合理化を図る計画の場合、再商品化業務を一体化施設内で実施する分に加え、既存の再商品化事業者と連携することでリサイクル率を評価いただくことについて。	リサイクル率の考え方については、国の制度によるものであることから、本市では判断できません。